

大阪府教育委員会 「君が代」「口元チエック」の違法性を問う

「命令」と「処分」に抗う 磔の教師、奥野泰孝さん

大阪府では「君が代」起立斉唱を義務化する条例の施行後、
四一人もの教員が戒告処分され、うち二人が減給処分となった。
そんななか、府教委を相手に処分取り消しの裁判を起こした教員がいる。
憲法を守るための闘いがはじまる。

平舘英明

大阪府教育委員会は「日の丸・君が代」の強制に向けて、さらなる締めつけを強化している。

府教委は九月四日、「入学式及び卒業式等において国歌斉唱を行う際、教職員の起立と斉唱をそれぞれ現認する」よう各府立学校の校長・准校長に通知した。「現認」は、教頭などが目視で行ない、校長・准校長が起立斉唱の最終的な判断をする。そのうえで実施状況の報告を求めるものだ。斉唱時に、起立だけでなく、実際に声を出して歌っているか否かを確認する、いわゆる「口元チェック」の徹底である。

この「口元チェック」の通知が出された二〇日後、一人の教員が大阪地裁に提訴した。卒業式で起立斉唱をしなかったことを理由に今年三月、府教委から減給処分を受けた奥野泰孝さん（五六歳、特別支援学校教師）である。処分の取り消しと、精神的苦痛に対する慰謝料を求める裁判は、「君が代」の起立斉唱を義務づけた

府条例（注）の施行（二〇一一年六月）後では初めてだ。府条例の合憲性を問う奥野さんの決意は固い。

「非行」教師の烙印

奥野さんに初めての処分が下されたのは昨年三月。府条例の制定を受けて府教委は、一年度卒業式を前に、すべての教職員に起立斉唱を命じる通達を出していた。奥野さんの職場でも校長が通達を読み上げ、口頭で職務命令を発した。

だが、奥野さんは納得できなかつた。起立斉唱の強制は、思想・良心や信教の自由の侵害である。これは府条例ができる前から学校現場で主張し続けてきたことだ。奥野さんは卒業式の前日に、子どもに内心の自由があることを説明するよう求める要望書を管理職に提出。卒業式は起



奥野泰孝さん。取材中はずっと厳しい表情だったが、「くじけそうになることもあるが、この裁判の意味をたくさんの人たちに知ってもらいたい」と笑顔を見せた。

立斉唱をせず、職務命令違反で戒告処分を受けた。

昨年の入学式では新入生の担任だったにもかかわらず、起立を拒んだために受付業務を命じられた。会場に入れたのは式終盤の担任紹介のとき。だが、担任する新入生と退場することは許されなかつた。府教委の来賓もいるなかで、不起立の教員を

この不起立によって奥野さんは給料と地域手当の合計額の一〇分の一（二カ月）を減額する処分を受けた。処分説明書には「（奥野さんの）行為は、学校の儀式的行事としての式典の秩序や雰囲気損なうもの」であり、「戒告の懲戒処分を受けたにもかかわらず、平成二四年年度の卒業式においても、職務命令違反を繰り返した」として、「公立学校教員として、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」と断じた。だが、当日の卒業式は秩序が乱れることもなく、予定通り進行したのが事実だ。

減給処分後には研修が待っていた。奥野さんは数人の府教委職員に囲まれるなか、私語も質問も禁止された。研修終了時に、講師に質問しようとする、府職員から「黙りなさい！早くこの部屋から出なさい。何でもこに呼ばれているのかわかっているのか！」と会場から追い立てられた。今年四月の入学式、奥野さんは駐

車場係を命じられた。「非行」教員を排除するかのよう、校舎内の鍵は式の時間帯だけ施錠された。

叫ぶ「石」となる
立つのか、立たないのか――。
執拗な意思確認とパワハラ、さらに式場から排除されるなどの差別的な業務命令によって、奥野さんは心身ともに傷つき、不眠などのストレスに苦しんできた。

そして、減給という懲戒処分。大阪府職員基本条例（一二年四月施行）では、同一の職務命令違反が累計三回で免職と規定されている。奥野さんの場合、今回の減給処分が一回目だ。このままの状況が続けば、今後は免職になりかねない。

とはいえ、提訴に踏み切るには家族の理解はもちろん、精神的体力的にも重い決断だった。それでも裁判に訴えたのは、「日の丸・君が代」の強制を、「命令」と「処分」という暴力的な手法によって学校現場に押しつけてきたからである。人権教育を担ってきた教員として、授業では「まちがっていると思うことがあつたら、たとえ一人でも「おかしい」と言っていこう」と生徒に語ってきた責任がある。また、「立たない」「歌わない」ことを表現する行為が、公共の福祉に反する行為なのかを社会に問わなければ、「表現に携わる美術教員として生徒と真剣に向き合

えない」とも考えた。
そして何よりも、信教の自由（憲法二〇条）を侵害する。奥野さんは二五歳の時に洗礼を受けた。「君が代」は天皇の治世が永遠に続くことを願う歌である。戦前、「君が代」は国家神道と結びつき、それに反対する人々は迫害されてきた。「君が代」を斉唱するのが、「常識だ」とか「慣習だ」とかでは済まされない。起立斉唱する行為は、国家神道という特定の宗教と深く結びつく。クリスチャンとしてはとても容認できない。

一方で、教育公務員である奥野さんは全体の奉仕者（憲法二五条）であり、憲法尊重擁護義務（憲法九九条）がある。奥野さんは「わたしは憲法を守るために立たない。少数者の権利を守るのも全体の奉仕者としての役目だ」と語る。

そんななか、斉唱時の「口元チェック」が実施されようとしている。斉唱とは「一斉にとる」という同調圧力の空気をつくる。起立斉唱しない教員を処分する一方、起立斉唱の正当性を刷り込むことで、今度は子どもたちへの強制がはじまる。

ある府立高校三年生の女子生徒は「（口元チェックは）先生の問題だけでなく、生徒にも強制される」と感じている。将来は社会科教員を目指しているの、他人事ではない。この高校生の母親は、自身の中学校の入学式に、不起立の生徒に対して

「立てー」と怒鳴りつけた来賓を鮮明に記憶している。母親は「歌いたい人が歌えればいい。子どもたちのための行事なのに、何のための卒業式か」と疑問を呈する。

奥野さんは、ある校長の発言が忘れられない。その校長は「（斉唱時に）立たない生徒がいたら、立つよう指導する。また、家庭の方針と違うという保護者がいたら、親を説得しても起立斉唱するよう求めるのが教員の仕事だ」と語ったという。そのうえ、特別支援学校では「君が代」の意味を教えられることはない。「君が代」の「君」は「あなた」でもいい。歌詞の内容はわからなくてもいい。とにかくみんなで歌えればいい。そこには、障がいのある子の成長や自立をどう支援するかの教育的視点がなく、「日の丸・君が代」の強制の本質が見え隠れする。

新約聖書のルカによる福音書には「この人たちが黙れば、石が叫びだす」との一節がある。奥野さんは、田中正造の遺品となった信玄袋に、新約聖書などに混じってわずかな小石が入っていたことに「感動を覚える」という。石は磔であり、弱者の武器だ。「叫ぶ石」となる奥野さんの第二回期日は二月一六日である。

（注）大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国家の斉唱に関する条例。

写真撮影／筆者
ひらたて ひであき・ジャーナリスト

減給処分の辞令。「受け入れられない」との意思を示すために、奥野さん自ら破った跡が残る。